

鈴鹿市公告第4号

鈴鹿都市計画道路事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月21日

鈴鹿市長 末松 則子

1 都市計画事業の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路事業

3・3・51号 汲川原橋徳田線

2 施行者の名称

鈴鹿市

3 事務所の所在地

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

5 事業施行期間

平成30年3月23日から令和12年3月31日まで